

# 柿田川保全ガイドライン



柿田川自然再生検討会

---

## 目次

|     |                        |    |
|-----|------------------------|----|
| 1   | はじめに .....             | 1  |
| 1.1 | 柿田川の概要.....            | 1  |
| 1.2 | 柿田川保全ガイドラインの目的 .....   | 1  |
| 1.3 | 柿田川保全ガイドラインの位置づけ.....  | 2  |
| 2   | 活動する際の基本事項.....        | 4  |
| 3   | 各活動における留意点 .....       | 5  |
| 3.1 | 共通する留意点 .....          | 5  |
| 3.2 | 外来種駆除・清掃活動 .....       | 6  |
| 3.3 | 学習活動.....              | 6  |
| 3.4 | 撮影・調査 .....            | 7  |
| 4   | ガイドマップ .....           | 8  |
| 5   | 申請方法 .....             | 11 |
|     | 参考：法規制の伴うエリアについて ..... | 15 |

# 1 はじめに

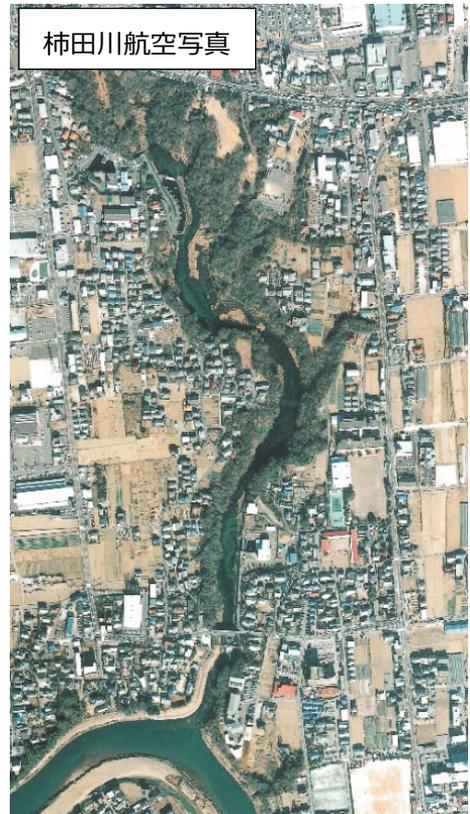
## 1.1 柿田川の概要

柿田川は、富士山麓で降った雨水や雪どけ水が地下水となり、その水が噴出した湧水だけで河川水が構成される全長 1.2km の狩野川水系の一级河川です。

柿田川には固有種のみしまバイカモ等、湧水環境に依存する貴重な生物が多く生息・生育しており、特有の自然環境を有しています。

また、柿田川では地域の方々を中心とした環境保護活動が行われており、周辺の市街地化が進む中、豊かな自然が残され、貴重な自然環境が体験できる場として、訪れる人の憩いの場となっています。

柿田川は平成 23 年 9 月に文化財保護法による天然記念物に指定され、保護が図られることになりました。加えて、平成 30 年 4 月には世界ジオパークとなった伊豆半島のジオサイトとして認定されました。



## 1.2 柿田川保全ガイドラインの目的

近年の柿田川においては、本来は生育しない植物の繁茂やオオカワヂシャをはじめとした外来種の侵入・定着がみられ、みしまバイカモなどの在来種を被圧するといった、貴重な在来生物の生育・生息に影響を与える新たな課題が発生しています。



このような課題に対して、住民と地方自治体、行政が協力して、外来種駆除活動をはじめとする自然保護活動が行われています。また、豊かな生態系に恵まれた柿田川では、子供たちに自然のすばらしさを伝える学習活動や市民が参加できる柿田川の観察会などが開催されています。これらのような自然保護活動や学習活動を通じて、柿田川の自然保護の必要性を理解してもらうことが重要となります。

そこで、この「柿田川保全ガイドライン」(以下、「ガイドライン」という)は、柿田川における活動に際し、自然環境を誤って傷つけないように留意点や注意事項を周知することを目的としています。



### 1.3 柿田川保全ガイドラインの位置づけ

柿田川における自然環境の保全・再生を具体的に進めるため、柿田川に関係する多様な主体が共通の認識に立って協働で取り組むことがきわめて重要であることから、自然保護団体、有識者、行政の委員より成る「柿田川自然再生検討会」が設立され、平成24年3月に「柿田川自然再生計画」(以下、「自然再生計画」という)が策定されました。

自然再生計画は柿田川の河川環境の保全・再生の目標を「湧水起源の清らかな流れと河畔林に覆われ、ミシマバイカモをはじめとした類い希で貴重な水草に覆われた柿田川の姿を、後世に渡って引き継いでいく。」とし、取り組みの方向性の1つとして「地域の様々な主体による適切な利用と維持管理を行うとともに、教育活動を通じて次世代を育む場とする」と挙げています。ガイドラインはこれらを踏まえ、柿田川の自然環境保全のため、柿田川自然再生検討会において策定されたものです。

柿田川自然再生検討会 構成委員

| 氏名    | 所属・役職                              | 分野       |
|-------|------------------------------------|----------|
| 天野 重男 | 静岡県企業局水道企画課<br>課長                  | 行政<br>機関 |
| 板井 隆彦 | 特定非営利活動法人<br>静岡県自然史博物館ネットワーク<br>理事 | 学識者      |
| 漆畑 信昭 | 公益財団法人<br>柿田川みどりのトラスト<br>会長        | 自然保護団体   |
| 角野 康郎 | 神戸大学<br>名誉教授                       | 学識者      |
| 庄司 勝彦 | 柿田川湧水保全の会<br>会長                    | 自然保護団体   |
| 知花 武佳 | 東京大学大学院工学系研究科<br>社会基盤学専攻<br>准教授    | 学識者      |
| 中川 好広 | 静岡県教育委員会文化財保護課<br>課長               | 行政<br>機関 |
| 藤井 和久 | 国土交通省沼津河川国道事務所<br>所長               | 行政<br>機関 |
| 三島 次郎 | 桜美林大学<br>名誉教授                      | 学識者      |
| 山本 博保 | 清水町<br>町長                          | 行政<br>機関 |

(五十音順、敬称略)

## 2 活動する際の基本事項

柿田川は貴重な自然環境を保全・再生していくことが必要であり、自然環境の保全・再生以外を目的とする利用は原則行われるべきではありません。一方、自然環境を保全・再生していくための「外来種駆除・清掃活動、学習活動、撮影・調査」（以下、「柿田川での活動」という）といった活動は、柿田川の自然保護のため重要となります。

このガイドラインは、柿田川での活動で河川内に入ることを想定し、活動中に柿田川の自然環境を乱さないようにするためのものです。柿田川での活動を実施する際の基本事項は次の通りです。

- ① 柿田川での活動は、自然環境の保全・再生を目的とした活動が原則です。
- ② 在来生物保全のため、動植物の持込み・持ち出しはやめましょう。
- ③ 責任もって行動し、他人への安全にも配慮しましょう。
- ④ 他人への迷惑となる行為はやめましょう。

### 3 各活動における留意点

「共通する留意点」に加え、柿田川での活動を実施する際、それぞれの活動に応じて下記の点について留意しましょう。

#### 3.1 共通する留意点

貴重な生物が生育・生息する柿田川の自然環境を保全し、安全に活動するため、以下のことに留意しましょう。

- ・河川内において活動する際は沼津河川国道事務所に、河川の一時使用届を提出してください。
- ・柿田川の活動においては、柿田川の生態系を熟知する経験者の同行・案内が必要になる場合があります。
- ・在来種保護・外来種侵入防止のため、勝手に動植物の持ち込み・持ち出しはしてはいけません。
- ・在来種の生息・生育環境の保全のため、指定された進入ルート・活動エリア内で慎重に活動しましょう。
- ・ごみは絶対に捨てないでください。
- ・安全な身支度をして川に入りましょう。胴長を着用する場合はベルトを締めましょう。
- ・河川内では湧き間や深み、急な流れなどに近づかないようにして、危険から身を守りましょう。
- ・具合が悪くなったり、危険を感じる場合は河川から上がりましょう。
- ・外来生物の種子が装備品に付着している場合があるため、柿田川に入る前にきれいにしてから使用しましょう。

## 3.2 外来種駆除・清掃活動

柿田川には現在、「オオカワヂシャ」や「コカナダモ」、「ノハカタカラクサ」などの外来生物が侵入してきています。外来生物は非常に繁殖力が強く、「ミシマバイカモ」等の貴重な植物の生息を阻害しているため、自然保護団体、国、清水町等が協力した駆除活動が行われています。外来種駆除ボランティアを実施する際は以下の点について留意してください。

- ・新たに外来種駆除ボランティアを実施する際には、柿田川の生態系を熟知する経験者の参加を依頼し、在来種を採取しないようにしましょう。
- ・外来種駆除を行う際には、在来種を踏み荒らさないようにしましょう。
- ・清掃活動は水際までとし、踏み荒らしを最小限にしましょう。
- ・外来種を駆除した場合、駆除した植物を回収した袋は所定の位置に集めましょう。（ガイドマップ参照）

## 3.3 学習活動

学習活動は主に自然観察園（清水小学校教材園）や柿田公園内の木道（八つ橋）で実施されており、子供たちが柿田川を直に触れ、自然を体感することができる貴重な機会となっています。しかしながら、興奮した子供たちの事故につながる可能性も十分ありえます。柿田川に立ち入る学習活動を実施する際は以下の点について留意してください。

- ・子供たちだけで河川へ進入させないようにしましょう。
- ・低体温症を防ぐため、河川内での長時間の活動は行わせないようにしましょう。
- ・活動開始時・終了時に人数の確認をしましょう。



### 3.4 撮影・調査

柿田川河川内において撮影・調査する場合は下記のこと留意して活動しましょう。また、「無人航空機」・「ボート」を使用する際は、それぞれに留意点がありますので、下記を参照してください。

- ・河川環境保護ため、河川内での撮影・取材には柿田川の生態系を熟知する方に案内役を依頼しましょう。
- ・調査用サンプルを採取する際は生物生息・生育環境保護のため、必要最低限にしましょう。
- ・撮影・調査する際は必ず、周囲から活動目的がわかる服装にしましょう。

#### [無人航空機の使用の場合]

- ・柿田川はほぼ全川において、無人航空機の使用に許可が必要となる空域に該当します。無人航空機を使用する場合はあらかじめ、国土交通省の航空局へ申請が必要になりますので、必ず申請しましょう。（<https://www.dips.mlit.go.jp/portal/>）
- ・無人航空機での撮影に関しては目視確認ができるようなフライト計画を立て、無理のない撮影に心がけましょう。
- ・万が一、無人航空機が落下した際は落下位置と状況について沼津河川国道事務所に連絡し、むやみに回収しないようにしましょう。

#### [ボートの使用の場合]

- ・使用できるボートは人力で持ち運べるサイズに限定します。
- ・船外機の使用については水生植物を傷つけることがあるため、使用してはいけません。
- ・オールやパドルで水生植物を傷つけないように気をつけましょう。
- ・水深の浅いところでは水生植物を傷つけないように気をつけて航行しましょう。
- ・指定の地点以外での発着はしてはいけません。（ガイドマップ（無人航空機・ボート）参照）
- ・水深がある航行ルートを選びましょう。

各活動が実施できるエリアに併せて、危険箇所・進入経路などを以下のガイドマップ上に示しています。申請の前に活動できる範囲を確認しましょう。



図 ガイドマップ

# ガイドマップ（学習活動）

学習活動について八ツ橋・教材園でそれぞれは下記の図とおり設定します。



図 ガイドマップ（学習活動 上：八ツ橋 下：教材園）

## ガイドマップ（無人航空機・ボート）

無人航空機・ボートについては下記の図とおり設定します。

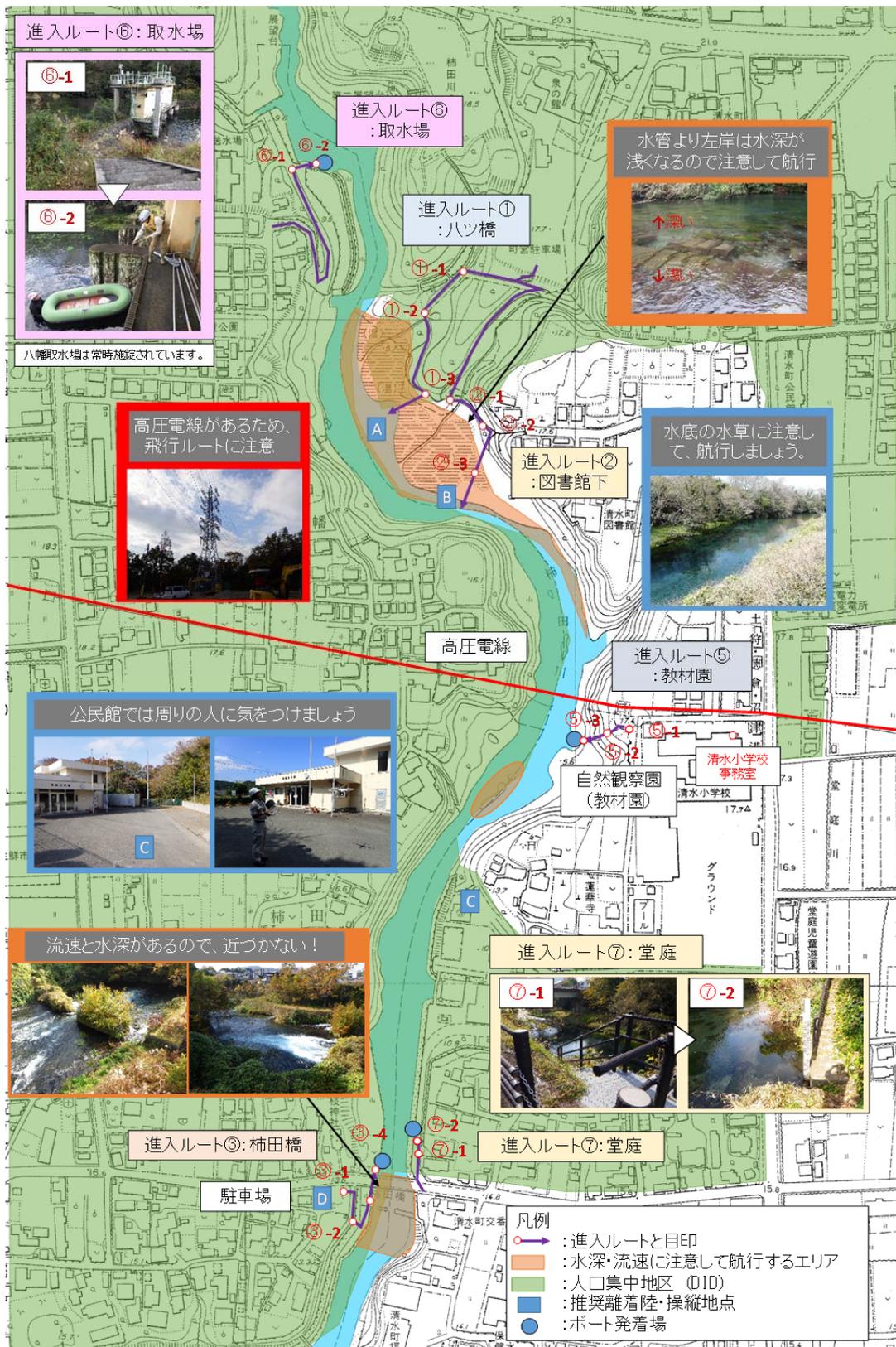


図 ガイドマップ（無人航空機・ボート）

## 5 申請方法

申請方法は各活動・活動エリアによって申請方法が異なります。ご確認ください。

### (1) 既存の外来種駆除活動への参加

これまで国土交通省・静岡県・清水町・自然環境保護団体が、柿田川に成育する外来種の駆除を実施しています。随時、ボランティアを募集しています。参加されたい方は下記に標記しています清水町の窓口まで参加の申請をお願いします。

#### 【外来種駆除活動参加の申請方法】

1 活動日時

4月～10月の第2・4土曜日 3・11・12月の第4土曜日

2 集合場所

柿田川公園駐車場

3 参加申し込み対象

中学生以上の健康な方

4 定員

各回10人（先着順）

5 申請方法

清水町 都市計画課 公園みどり係

電話:055-981-8224、FAX:055-973-1809

6 申請内容

参加者名、電話番号、住所

※ 学校・団体での参加の場合は参加者代表の名前、電話番号、参加者名簿をFAXで送付

## (2)新たな外来種駆除・清掃活動、撮影・調査

既存の外来種駆除活動以外に、柿田川水域及び河川内で実施する外来種駆除・清掃活動、撮影、調査を実施する場合、申請は下記の申請ルート図をご確認ください。申請した際に柿田川の自然環境を著しく損ねると判断された場合は申請をお断りする場合があります。

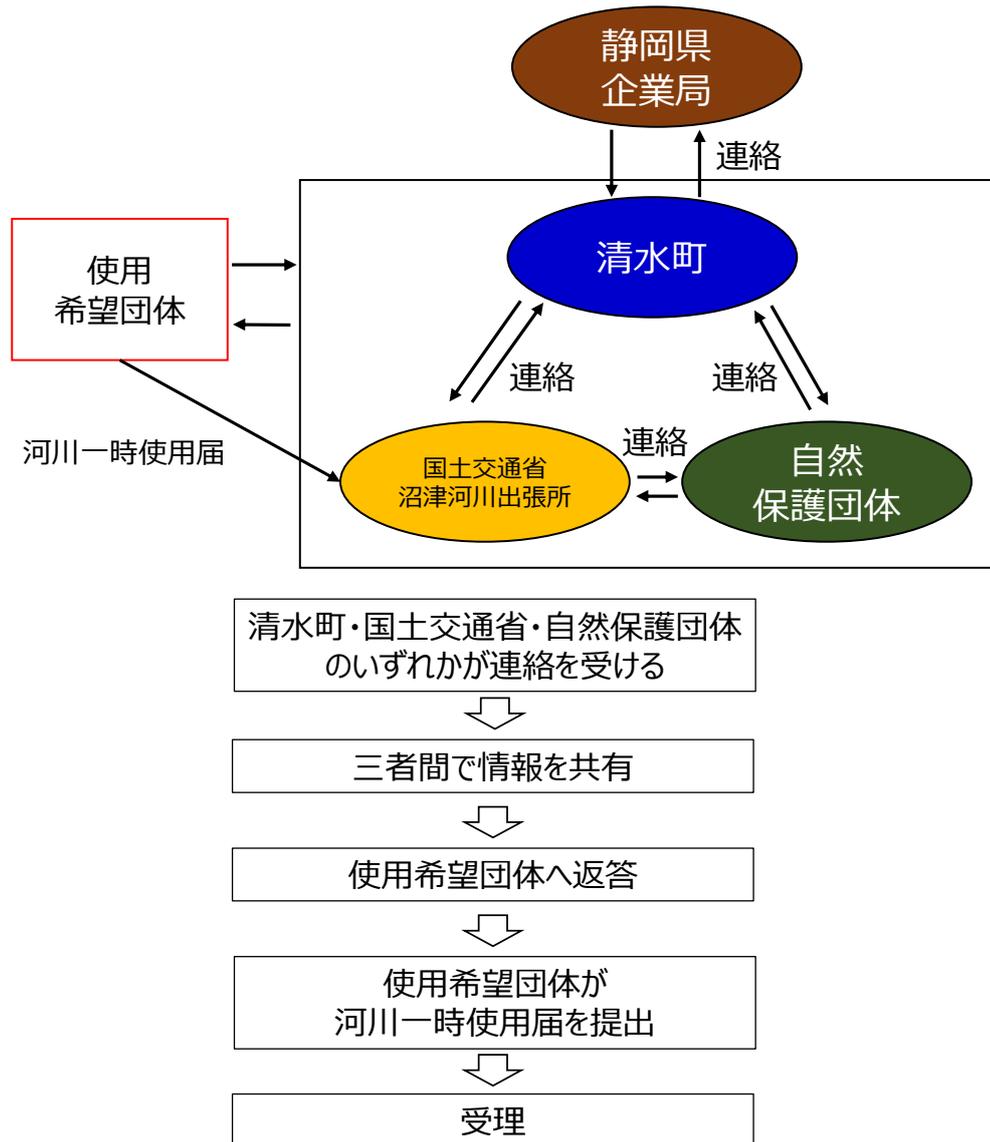


図 申請ルート

### (3)学習活動

柿田川で学習活動を行う場合、申請は使用する場所で申請先が分かれており、八つ橋付近か自然観察園（清水小学校教材園）で異なります。それぞれの場合の申請ルート図をご確認ください。申請した際に柿田川の自然環境を著しく損ねると判断された場合は申請をお断りする場合があります。

#### A) 八つ橋付近使用の場合

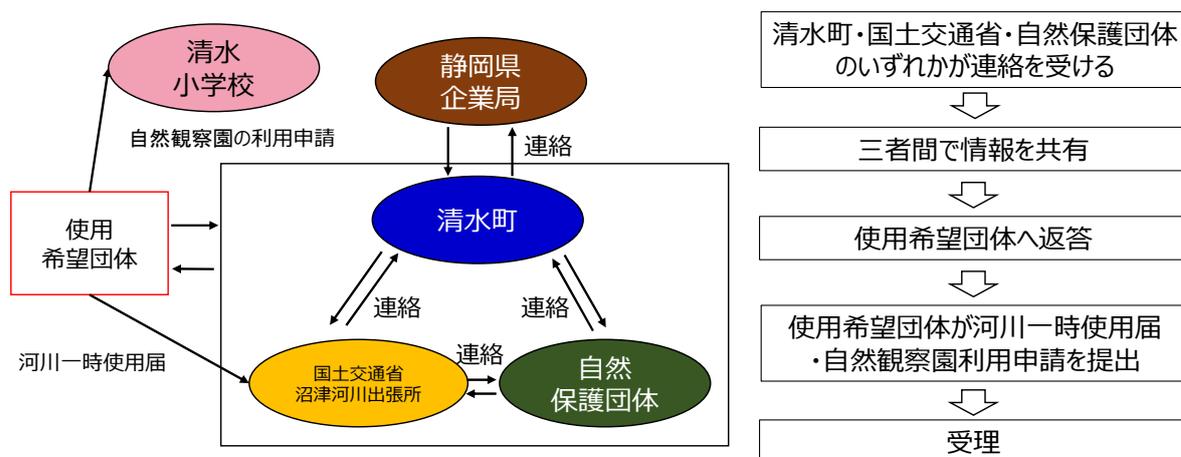


図 申請ルート（八つ橋付近利用の場合）

#### B) 自然観察園（清水小学校教材園）使用の場合

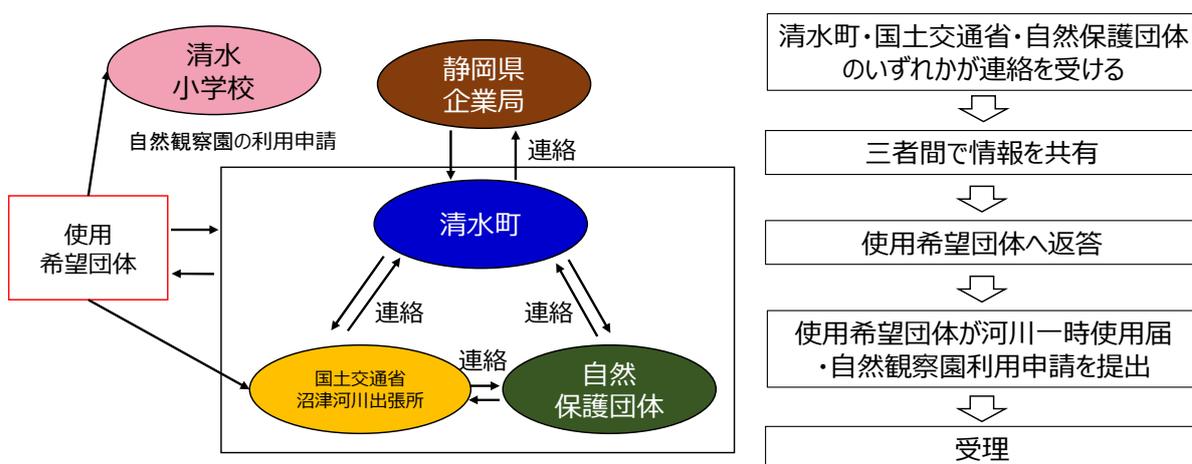


図 申請ルート（自然観察園使用の場合）

---

#### (4)申請先

各申請先についてはそれぞれ下記を参考にしてください。

清水町

[受付日時]

平日の9～17時

[連絡先]

清水町 都市計画課 公園みどり係 (電話:055-981-8224、FAX:055-973-1809)

[住所]

〒411-8650 静岡県駿東郡清水町堂庭 210-1

清水小学校

[受付日時]

平日の9～17時

[連絡先]

清水小学校 事務室 (TEL : 055-975-2744)

[住所]

〒411-0903 静岡県駿東郡清水町堂庭 87

国土交通省 沼津河川国道事務所

[受付日時]

平日の9～17時

[連絡先]

沼津河川出張所 (TEL: 055-931-4370)

[住所]

〒410-0817 静岡県沼津市本郷町 33-1

## 参考：法規制の伴うエリアについて

法規制の伴うエリアとして、「河川区域」「公園区域」「天然記念物「柿田川」指定地内保護地区」「禁漁区域」があげられます。参考資料として、下記に示します。

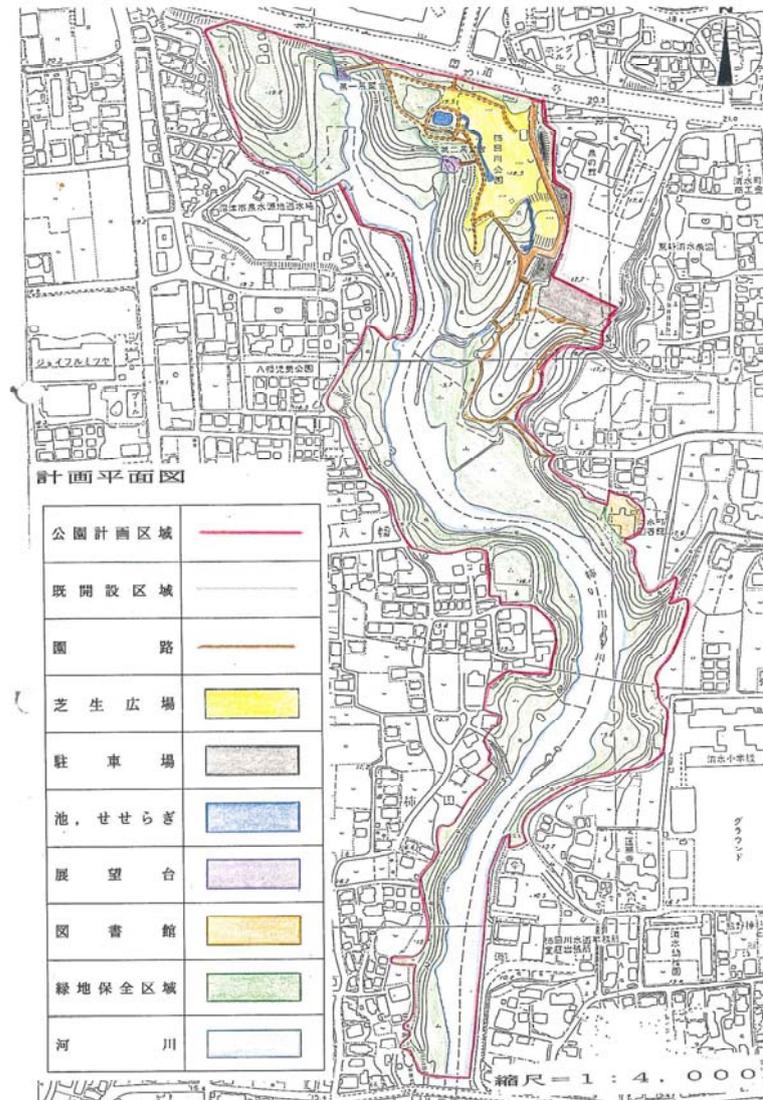
### 河川区域図



(出典：沼津河川国道事務所)

河川区域内は「河川法」による規制を受けます。その中の「第24条 河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。」とありますので、河川を使用する活動については必ず、河川の一時的使用届を沼津河川出張所に提出しましょう。

## 公園区域図



(出典：清水町都市計画課)

柿田川公園内を占有して使用する場合は、「清水町都市公園条例」内の第4条に基づいて、公園利用の申請書を提出しなければなりません。また、公園内では下記の行為（第4条を抜粋して(1)～(8)に掲載）をしてはいけません。ただし、許可がある場合はこの限りではありません。

- (1) 公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類又は魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止めて置くこと。
- (8) 公園をその用途外に使用すること。

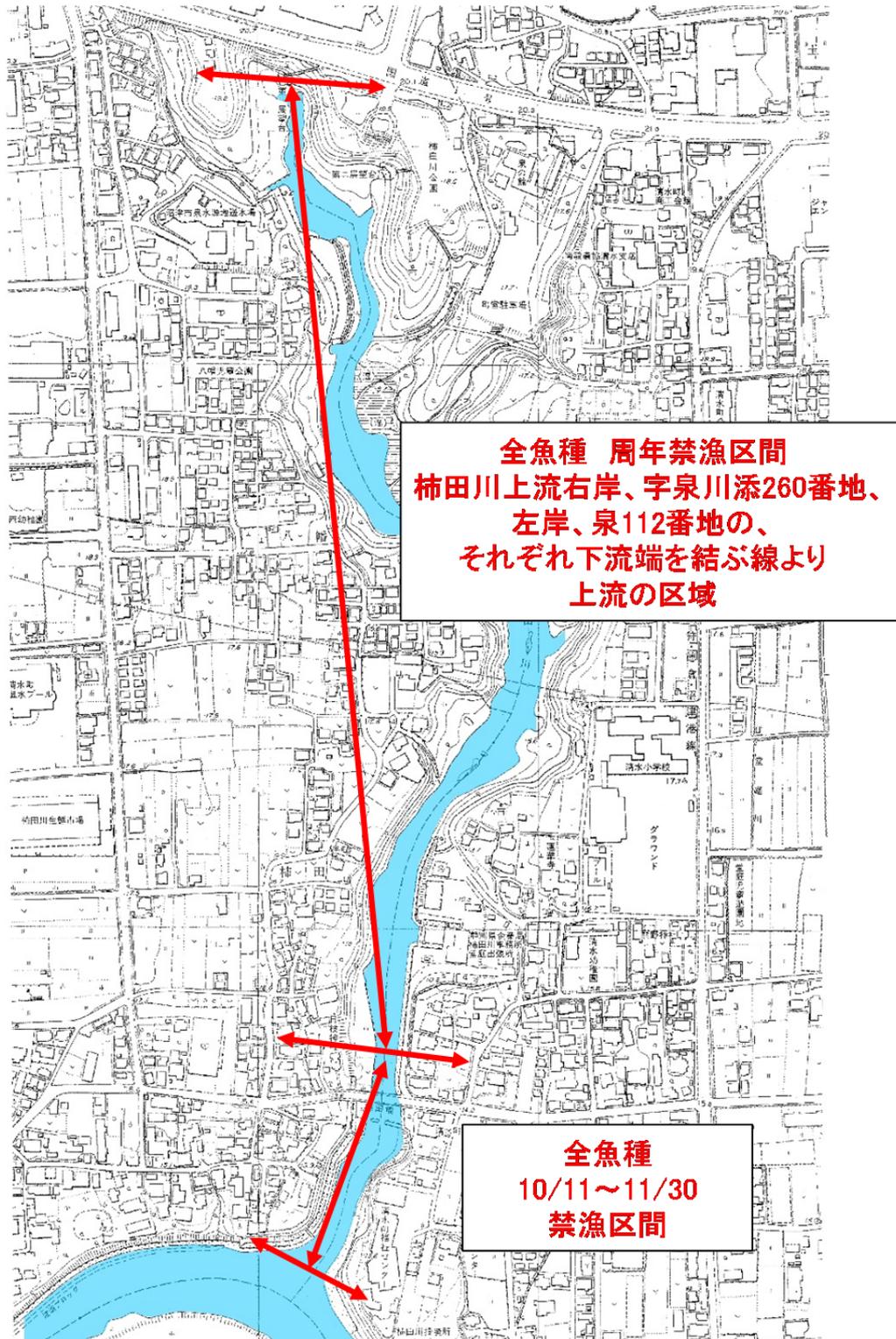
# 天然記念物「柿田川」指定地内保護地区区分図



(出典：天然記念物「柿田川」保存管理計画)

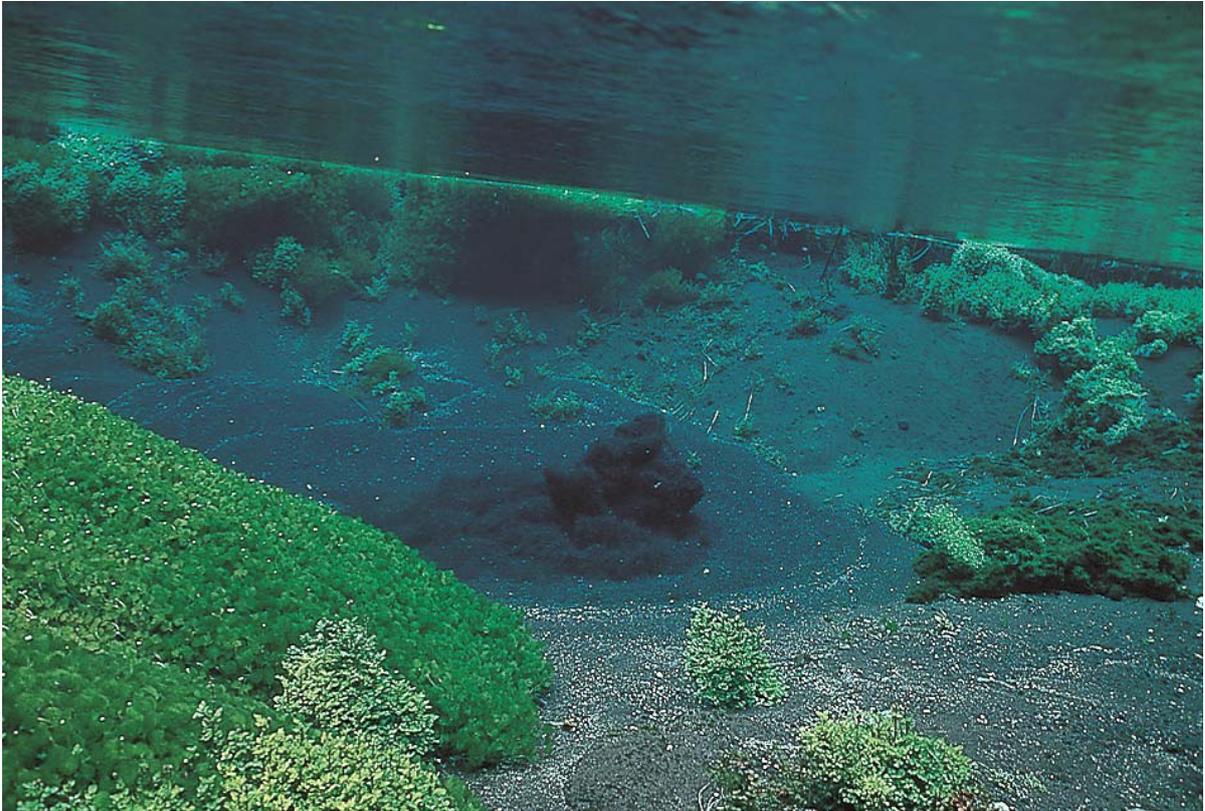
天然記念物柿田川の指定地内では「文化財保護法」をもとに作成された天然記念物「柿田川」保存管理計画の第4章に定められる「保存管理に関する基本方針」に基づき、現状変更等には制限があります。

狩野川漁業協同組合遊漁規則の禁漁区域



(出典：狩野川漁業協同組合遊漁規則)

狩野川漁業協同組合遊漁規則によって禁漁区域が設けられております。必ず規則で認められた期間と区間を守りましょう。



監修・発行：柿田川自然再生検討会

事務局

国土交通省 中部地方整備局 沼津河川国道事務所 調査課

電話：055-934-2009

発行：平成31年 2月 第1版 第1刷